

甲府市子ども屋内運動遊び場遊具等提案及び設置業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市は、子どもの運動能力が全国や県の平均値を下回っていることを、子どもを取り巻く課題の一つとして認識し、これまで、子どもの運動能力の向上に繋がるよう、「プレイリーダーの育成」や「運動遊びができる場の創出」に取り組んできた。

これらの取組は、運動全般の基本的な動きを身に付けやすい「3歳から6歳までの幼児期に運動遊びを通じて、多様な動きを経験することが子どもの運動能力の低下を防ぐために重要である」とする文部科学省の幼児期運動指針に基づくとともに、この幼児期運動指針策定委員会委員・ワーキンググループ委員を務められた中村和彦山梨大学教授と協働し、中村教授の提唱する「成長に必要な36の体の動き」や「遊びに面白くのめり込むことが重要である」という理論のもとに実施してきた。

そしてこの度、これらの実績に基づき、遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与する運動遊びの新たな拠点となる「甲府市子ども屋内運動遊び場（以下「屋内遊び場」という。）」を設置する。

本業務を民間のノウハウ等を活用して実施するにあたり、屋内遊び場に関して企画・運営等の豊富な経験と専門知識を有する事業者から提案を広く募集し、その中から優れた提案を採用する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選考する。

2 業務名

甲府市子ども屋内運動遊び場遊具等提案及び設置業務

3 業務内容

(1) 遊具等提案業務

ア 大型遊具やその他遊具、知育玩具、屋内遊び場の設置に必要となるその他備品（以下「遊具等」という。）の選定・提案

イ 遊具等の配置に関するレイアウトの作成

(2) 遊具設置業務

ア 遊具等の調達（製造を含む。）

イ 遊具等の搬入及び設置（安全対策を含む。）

ウ 屋内遊び場内におけるサインや壁面のグラフィックの設置

※別添「甲府市子ども屋内運動遊び場遊具等提案及び設置業務仕様書」参照

4 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。

5 履行場所

住 所：山梨県甲府市丸の内一丁目10番7号

建 物：東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社 社屋1階（一部）

床 面 積：524.59㎡（トイレ及びスタッフルームを除く。）

6 予算額

68,922千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、設計及び設置に係る経費を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

7 スケジュール

令和2年 9月23日(水)	告示・公募開始
9月23日(水)～ 9月29日(火)	第1回質問の受付期間
10月 5日(月)	第1回質問への回答期限
10月 6日(火)	参加申込書類の提出期限
10月 6日(火)～10月12日(月)	第2回質問の受付期間
10月19日(月)	第2回質問への回答期限
10月23日(金)	企画提案書類の提出期限
10月30日(金)	事業者プレゼンテーション審査
11月上旬	審査結果通知・公表
11月中旬	優先交渉権者との交渉
11月下旬	委託契約の締結

8 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。
なお、参加資格要件の確認期間は、本市が参加表明書類を受理した日から契約締結日までの間とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 平成27年度から令和元年度までに、地方自治体において、本業務に類似した屋内遊び場の設置に関する業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参

- 加資格の再認定を受けたものを除く。) でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
 - (6) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者）

9 参加申込書類

「8 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要等整理表（様式2）
- ウ 協力会社に関する調書（様式3）

※業務を再委託する場合にのみ提出すること。

対象業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力を受ける相手先及びその理由（企業等の技術的特徴）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

エ 業務実績書（様式4）

※平成27年度から令和元年度までに、地方自治体において、本業務に類似した屋内遊び場の設置に関する業務を履行した実績を記載すること。

オ 誓約書（様式5）

カ 役員等名簿（様式任意）

※当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含むこと。

※法人登記簿謄本で役員等を確認できる場合は、省略できるものとする。

キ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）

※提出時点における発行後3か月以内のものを添付すること。コピー可。

ク 納税証明書（所轄市区町村で交付する法人住民税の未納がない証明）

※提出時点における発行後3か月以内のものを添付すること。コピー可。

ケ 機密保持確認書（様式6）

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出期限

令和2年10月6日（火曜日） 午後5時まで（必着）

(4) 提出場所

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）
甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとし、電話にて書類の到着確認をすること。なお、郵送事故等については、参加表明者のリスク負担とする。

(6) 留意点

ア 提出後における参加申込書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

イ 提出された参加申込書類は返却しない。

ウ 提出された参加申込書類について、問い合わせをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を明記すること。

エ 提出期限までに参加申込書類を提出しなかった者は、企画提案書類を提出することができない。

10 企画提案書類

次に掲げる企画提案に関する書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式7）

イ 業務工程表（様式任意。A3版1枚）

ウ 業務実績書（様式4）

エ 業務実施体制確認調書（様式8）

オ 甲府市子ども屋内運動遊び場の設置方針に関する調書（様式9）

カ 甲府市子ども屋内運動遊び場のデザインに関する調書（様式10）

※次の資料を添付すること。

- ・概要図（屋内遊び場完成イメージ図）をA3版1枚カラー（様式任意）
- ・配置図（貸与する建物平面図を基に作成した遊具等の全体配置図）をA3版1枚カラー（様式任意）
- ・運動遊びエリア、ごっこ遊びエリア、乳幼児向けエリア、エントランスエリアの各エリアの説明資料をエリアごとA4版1枚カラー（様式任意）

キ 遊具等の選定・設置に関する調書（様式11）

ク 安全性への配慮に関する調書（様式12）

ケ 維持管理の容易性・コスト低減への配慮に関する調書（様式13）

コ バリアフリーへの配慮に関する調書（様式14）

サ スタッフ研修への配慮に関する調書（様式15）

シ 情報発信への配慮に関する調書（様式16）

ス 地域貢献への配慮に関する調書（様式17）

- セ 運営上の新型コロナウイルス感染防止への配慮に関する調書（様式 18）
- ソ 価格提案書（様式 19）
※消費税（10%）を含むこと。別途、積算内訳書（様式 24）を添付すること。
- (2) 提出部数
- ・ 正本 1 部、副本 6 部
 ※ A 4 ファイルに綴じたものを 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
 - ・ 電子記録媒体 1 部
 ※ ワード又はエクセル形式及び PDF 形式で DVD-R 又は CD-R の電子記録媒体に保存
 - ・ 価格提案書 1 部
 ※ 価格提案書及び積算内訳書は、封入封緘して提出すること。
- (3) 提出期限
令和 2 年 10 月 23 日（金曜日）午後 5 時まで（必着）
- (4) 提出場所
〒400-0034
山梨県甲府市宝二丁目 8 番 19 号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）
甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課
- (5) 提出方法
持参又は郵送
※ 持参の場合は、土日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。
※ 郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとし、電話にて書類の到着確認をすること。なお、郵送事故等については、企画提案者のリスク負担とする。
- (6) 留意点
- ア 提案は、1 事業者につき 1 提案とする。
 - イ 提出後における企画提案書類の修正、差替え又は再提出は認めない。
 - ウ 提出された企画提案書類について、問い合わせをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を明記すること。
 - エ 企画提案書類（価格提案書及び積算内訳書を除く。）は、紙媒体及び電子記録媒体（DVD-R 又は CD-R）により提出すること。
 - オ 価格提案書及び積算内訳書を封入した封筒表紙には、朱書きで「社名」及び「価格提案書」在中と記載すること。
 - カ 提出された企画提案書類は、返却しない。
 - キ 業務実施体制確認調書に記載した配置予定の業務管理責任者は、病休、死亡、退職等の本市が認める場合を除き、変更することはできない。
 - ク 参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式 21）を提出すること。

11 質問の受付・回答

本手続に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問方法

質問書（様式20）の提出による

(2) 第1回質問受付期間

令和2年9月23日（水曜日）～ 9月29日（火曜日）午後5時（必着）

(3) 第1回質問に対する回答

令和2年10月5日（月曜日）午後5時までに

(4) 第2回質問受付期間

令和2年10月6日（火曜日）～10月12日（月曜日）午後5時（必着）

(5) 第2回質問に対する回答

令和2年10月19日（月曜日）午後5時までに

(6) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、必ず電話確認をすること。

(7) 提出先

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

TEL 055-231-5538

E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp

(8) 質問に対する回答

質問受付期間後に回答一覧を甲府市ホームページに掲載する。

(9) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

12 現地確認

- ・本手続において、希望者は現地確認をすることができる。
- ・現地確認日時は、9月29日（火曜日）午後1時30分からとする。
- ・現地確認時刻等の詳細は、別途連絡する。
- ・現地確認を希望する場合は、現地確認申込書（様式22）を記載の上、9月28日（月曜日）午前10時までに子ども応援課に電子メールにて送付し、必ず電話確認をすること。
- ・現地確認は、60分以内1回限りとし、写真撮影は不可とする。
- ・現地確認への出席人数は、1事業者あたり2名以内とする。
- ・現地確認時は案内のみとし、質疑には応じない。

13 資料の貸与

- ・建物平面図（紙）は、建物保安・安全管理において機密性が高いことから、参加申込書類を提出した事業者に手交により1部貸与する。
- ・貸与する建物平面図（紙）は、A3版用紙とする。
- ・建物平面図（紙）の貸与の際には、資料貸与申請書（様式23）を提出すること。

- ・建物平面図（紙）は、10月30日（金曜日）午後5時までに返却すること。

14 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

- ・優先交渉権者の選考にあたっては、「甲府市子ども屋内運動遊び場設置業務受託事業者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、「甲府市子ども屋内運動遊び場設置業務に係る優先交渉権者の選考方法について（別紙1）」により選考する。
- ・また、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

(2) 審査

- ・審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。
- ・なお、事業者プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

- ・令和2年10月30日（金曜日）
- ・山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階会議室
- ・開始時間等の詳細は、別途連絡する。

イ 事業者プレゼンテーション審査への出席者

- ・1事業者につき3名以内とする。

ウ 実施方法

(ア) 事業者プレゼンテーション（20分以内）

- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用い、その表記順に行うこと。
- ・プレゼンテーションは、業務実施体制確認調書（様式8）に記載した業務管理責任者が行うこととし、他の出席者の発言は認めない。
- ※業務管理責任者とは、本業務に関する本市との連絡窓口であるとともに、本業務の進捗管理及び現場作業管理等について責任を負う者のことをいう。
- ・パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合、参加事業者がパソコン等の機器を持参すること。

※本市は、プロジェクター（HDMI ケーブル含む）及びスクリーンを準備する。

インターネットへの接続が必要な場合は、参加事業者がインターネット環境を用意すること。

(イ) 質疑応答（概ね20分）

エ 議事録の提出

- ・プレゼンテーションにおける発言内容及び質問に対する回答については、実施義務を伴うことに留意すること。
- ・参加事業者は、質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を11月4日（水曜日）正午までに子ども応援課に電子メールによって提出すること。（様式任意）

E-mail kodomoen@city.kofu.lg.jp

(3) 審査結果

- ・審査を受けた各参加事業者に対し、令和2年11月上旬に文書によって審査結果を通知する。
- ・また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。
- ・なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

- ・優先交渉権者は、本市と仕様書及び企画提案内容、価格等を基本に協議の上、本市の決定を受けることにより受託者となる。
- ・ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

15 契約及び支払方法

- ・受託者となった者は、本市と契約を締結し、業務を実施する。
- ・本市は、契約締結後、受託者に建物平面図（データ）を貸与する。
- ・本市は業務完了後、検査を経て委託料を受託者に支払うものとする。

16 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「8 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合。
- (4) 委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が契約を履行することが困難と認められる状態に至ったと本市が判断した場合。
- (6) 事業者プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

17 プロポーザルの中止

- ・やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合がある。
- ・その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

18 辞退

- ・参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期限までに参加辞退届（様式21）を提出すること。

19 その他

- (1) 参加申込や企画提案等に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。

- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書類は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

20 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

〒400-0043

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

TEL 055-231-5538

FAX 055-221-3012

E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp